

平成19年03月10日（土）16:50～19:15 場所：京都建設会館別館会議室

テーマ：『建築士と建築士会の資質の向上と社会的地位の向上』 サブテーマ～建築士法等の改正について～

建築士法等の一部改正（平成18年12月20日公布）についての概要を5項目に絞り意見交換をワークショップ形式にて討論を行った。

概要説明は京都府建築士会 衛藤照夫会長

参加者：京都府建築士会青年部会員 7名、近建青委員 12名

Aグループ 飯田、稲端下、岩村、藤本、松尾、吉田				
項目	肯定	否定	疑問	その他・まとめ
1. 建築士の資質、能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士＝建築設計者 という方向に進めたいのであればOK（ただし他の資格要） ・ 受験資格の見直し…土木は不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験資格（実務経験）の判断が難しい ・ 受験資格…実務経験についてはおかしい ・ 講習義務付けは全ての建築士に必要である ・ 受験資格が得られるのは設計事務所のみになると社寺建築の棟梁などは無理になるのでは？ ・ 設計事務所だけでなく全建築士に 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期講習の義務付けはなぜ建築士事務所だけなのか ・ 実務経験…設計及び施工も同時に（経験すべき） ・ 姉齒事件に始まったこの法改正、これで事件を防げと思わない ・ 建築士の役割を理解しているのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし
2. 高度な専門能力有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法適合チェック賛成 ・ 木造、設備も表に出るべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造設計一級建築士が意匠設計も行えることになる？ ・ 完了検査の義務化はなぜしないのか ・ 建築士なら大まかな判断は下させないとおかしいと思う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし
3. 設計・工事監理業務の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賛成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二級の能力がある構造設計従事者は4号ものの住宅も設計できないのでは？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし
4. 団体による自立的な監督体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賛成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所協会が苦情解決できるのか ・ 建築士は団体に所属すべき。事務所も団体に所属すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし
5. 建設工事の施工の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監理技術者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ デペロッパーにも責任を負わせるシステムが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし
その他・まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・ そもそもこの法改正で姉齒問題は回避可能か？ ・ 要は建築士のモラル、罰則規定要 			

Bグループ 小田木、金森、佐藤、清水、谷口、長谷部				
項目	肯定	否定	疑問	その他・まとめ
1. 建築士の資質、能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な建築物ができる ・講習の義務付けはよいと思う ・受講者リストを閲覧できるようにすればよい ・講習会の内容が良ければ定期講習会は行った方がよい ・お金があれば良い大学も義務講習もたくさん受けることができ良い ・ただし管理建築士だけでなく建築士の要件強化も必要 ・一括再委託についてはもっと明確にするなら行った方がよい ・発注者とエンドユーザーが異なる一定の・・・にとどまらず一括再委託を禁止するのは良い 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・実務経験をどのように認定するのか？現状の申請ではチェックできない ・試験の見直しは良いが今まで試験を受けている人の整理をどうするのか ・資質・能力の向上については義務付けられるものではなく、自主的なものであるのか、義務化にて資質・能力の向上になるのか疑問 ・事務所に所属する建築士に対してのみ定期講習の受講義務づけとはどうか？他の建築士は要らないのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・講習・受講はよいが、内容、及び受講者側の理解・実行をどうするのが重要
2. 高度な専門能力有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・確認申請料が同じなら行った方がよい 	<ul style="list-style-type: none"> ・木造の場合、構造一級建築士の設計した場合、審査省略はだめだと思う ・責任を明らかにする？むしろすでに形骸化している感じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・壁量計算などは簡易な方法としているが、構造の審査は必要なのか ・高度な専門能力を有する建築士＝誰？構造、設備…？ 少ない経験ですがチームワークが悪いと最悪 	<ul style="list-style-type: none"> ・行った方がよい ・ただし、チェックにスピードが必要 ・高度な専門能力はどのように判断するのか？
3. 設計・工事監理業務の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・エンドユーザーに対し基準となる情報が不足している。モデル＝基準を示すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造一級建築士、設備一級建築士ができるなら管理建築士も何か資格みたいなものがあるのではないかと 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築士の要件強化、工事・設計の受託内容をエンドユーザーに開示する
4. 団体による自立的な監督体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・団体で研修を義務化できたら最新の情報及び知識を共有できるのではないかと…適正化につながる努力 	<ul style="list-style-type: none"> ・監督体制がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築士の団体加入条件を無くしたことで「建築士」の把握が可能なのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体への全加入でこそ意味がある。現状のままでは不可能では？
5. 建設工事の施工の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模改修（リフォーム）等の施工についても建築士が関わることを規定すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模でも建築士が関わりと規定すべき
その他・まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 			

Cグループ 江坂、後藤、田邊、松井、水守、溝尻、山田(敬)				
項目	肯定	否定	疑問	その他・まとめ
1. 建築士の資質、能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 定期講習の内容にもよるが義務とすべき ある程度のしぼりは、必要では？（名義貸しをなくす対策の一つになるのでは） 資質向上・CPDの充実 	<ul style="list-style-type: none"> 学歴だけでなく、内容が大切である土木学科でOKな現状 受験資格を狭めるのは良くない 学歴必要なし 講習は設計だけでなく、施工は施工などの講習をすべき 全ての建築士に義務付けすべき 学歴要件は不要 受験資格の実務経験要件の設計限定は反対。限定するなら例えば一級建築士施工分野等、分野別にしてはどうか 	<ul style="list-style-type: none"> 同じ建築士なのに、業務によって受講を義務付けるのはおかしい 講習について、終了考査の内容（難しくすぎると業務に支障が出る） 定期講習の内容による。（受講義務付け） 建築士試験の内容（実務とのずれ） 学歴要件を変更した場合、卒業している人はどうなるか 受験見直しについて学歴などうまくいくのか 建築士の受験資格である実務が設計に限定されるなら、定期講習の受講義務付けが建築士事務所所属に限定はやむを得ないが 受験資格の実務要件の設計に限定については反対 	<ul style="list-style-type: none"> 面接要か 受験資格適正試験の実施 製図試験の他と計算問題の実施
2. 高度な専門能力有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 良い 意匠（デザイン）しかできない設計者が多いので良いと思う 専門性を充実するのは良いと思う 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模木造住宅 二級建築士はどうなるの？ 	<ul style="list-style-type: none"> 設備、構造のピアチェックは良いと考えるが、設備のピアチェックができる人材が確保できるか心配 建築設備士はどうなるの 設備設計は人材不足では 構造も設備もわからない人が設計を行っていいのか 	<ul style="list-style-type: none"> 広く全体の知識をつける努力は必要 確認検査で構造計算をきちんとチェックできるのか？時間、人数
3. 設計・工事監理業務の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 賛成！でも姉齒問題は回避できるとは思えない 設計、工事、監理・・・分譲マンション・・・顔写真入・・・賛成！！ 名簿の閲覧は当然のことなので賛成 設計と工事監理の責任の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 情報開示はどこまでするのか 管理建築士の要件強化・・・3年以上の実務経験は難しい 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者という言葉が気に入らない（建築は消費物ではない！）
4. 団体による自立的な監督体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 建築士会、建築士事務所協会等による建築士等に対する研修の実施・・・大賛成 研修は必要 研修の実施は賛成 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 苦情解決業務の実施・・・法律の専門家とのリンクは？ 苦情解決は難しいのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> なし
5. 建設工事の施工の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 賛成！ 完了検査の実施 当たり前 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 建った後の定期報告
その他・まとめ	<ul style="list-style-type: none"> なし 			